

人事行政の運営等の状況

富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成26年度における富山市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成27年4月1日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	議 会	20	19	▲1	事務の統廃合縮小等
	総務企画・税務	629	634	5	未来戦略の推進等
	民生・衛生	1,042	1,025	▲17	事務の統廃合縮小等
	商工・労働	71	71	0	
	農林水産	98	101	3	農業・水産業振興事業の充実
	土 木	243	222	▲21	事務の統廃合縮小等
	計	2,103	2,072	▲31	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.35人 (中核の人口1万人当たりの職数 43.64人)
	教育部門	408	419	11	ガラス美術館の新設等
	消防部門	467	465	▲2	事務の統廃合縮小等
	小 計	2,978	2,956	▲22	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.41人 (中核の人口1万人当たりの職数 61.12人)
公営 企業等 会計部門	病 院	729	745	16	医療体制の充実
	そ の 他	249	249	0	
	小 計	978	994	16	
合 計		3,956 (4,759)	3,950 (4,759)	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.08人

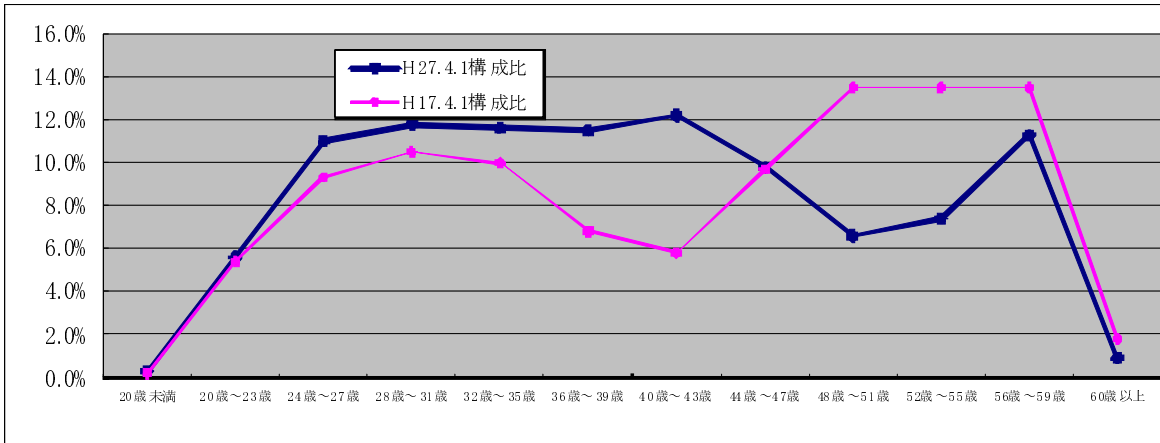
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、退職者、財団等への派遣職員などを含み、他の自治体への派遣者（市で給与を支給しない場合に限る。）を除いてあります。

2 普通会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。

3 公営企業等会計部門のその他には、上下水道事業、国民健康保険事業等を含みます。

4 ()内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



(平成27年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 12	人 221	人 433	人 465	人 457	人 456	人 484	人 389	人 260	人 291	人 445	人 37	人 3,950
比率	% 0.3	% 5.6	% 11.0	% 11.8	% 11.6	% 11.5	% 12.2	% 9.8	% 6.6	% 7.4	% 11.3	% 0.9	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政等	2,267	2,240	2,169	2,126	2,103	2,072	▲195 (▲8.6%)
教育	514	485	454	431	408	419	▲95 (▲18.5%)
消防	466	467	467	467	467	465	1 (0.2%)
普通会計部門計	3,247	3,192	3,090	3,024	2,978	2,956	▲291 (▲9.0%)
公営企業等会計部門計	960	974	988	991	978	994	34 (3.5%)
総合計	4,207	4,166	4,078	4,015	3,956	3,950	▲257 (▲6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 一般行政部門等には、病院部門を除く公営企業等会計部門及び教育部門を含みます。

(4) 採用の状況

区分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合計
27年度	76人(12人)	67人(19人)	14人	7人	164人(31人)

(注) () 内の人数は、選考採用の人数で内数です。

(5) 退職の状況

区分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合計
26年度	75人	70人	16人	18人	179人

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	419,849	165,166,244	1,326,099	24,447,160	14.8	15.2

(注) 1 人件費には、一般職に支給される給与・退職手当・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 住民基本台帳人口は、平成27年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

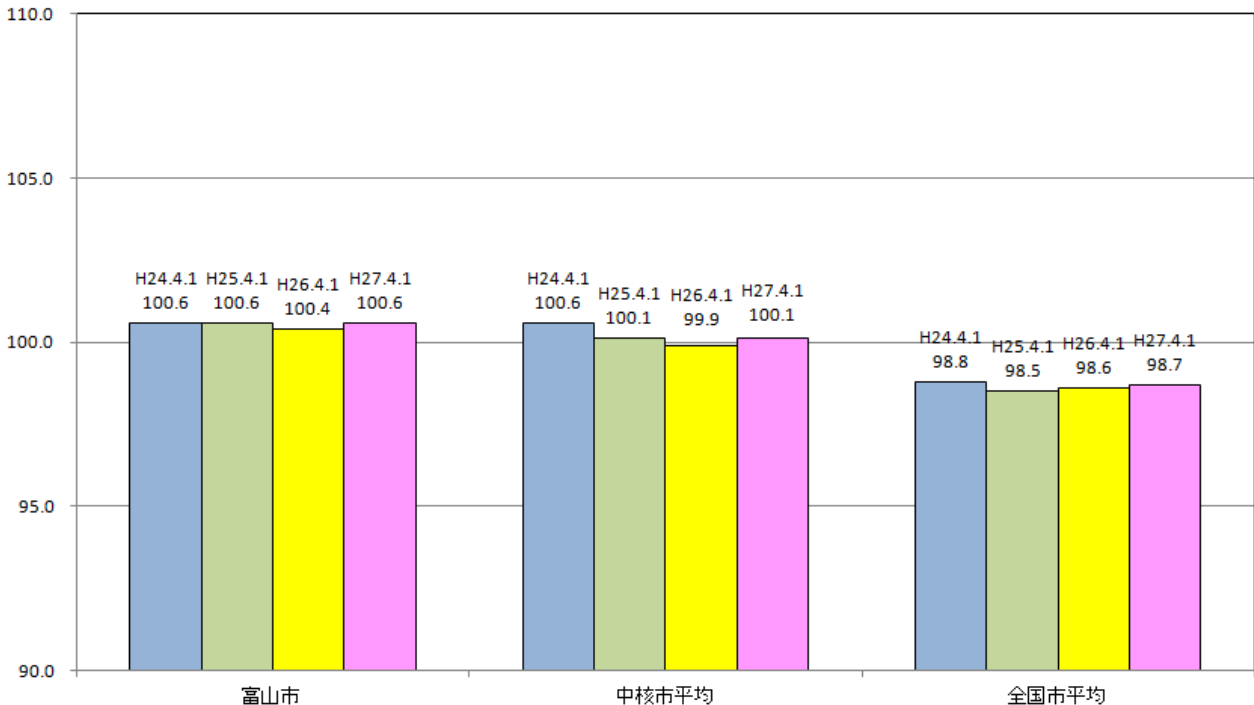
区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 中核市平均 一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	2,977	11,164,185	2,324,732	4,115,127	17,604,044	5,913	6,378

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成27年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数をいいます。

2 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については最大2%程度引下げ。高齢層については最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保から5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び富山市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、富山市においても3%を支給。

(実施時期) 今回の見直しによる支給割合の変更はありません。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合(H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
富山市の支給割合	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)
富山市	41.8歳	329,300円	406,634円	367,001円
富山県	44.3歳	340,000円	419,300円	367,359円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
中核市	41.8歳	323,570円	420,468円	369,585円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。(以下、同様です。)

2 「平均給与月額(給与実態調査ベース)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。(以下、同様です。)

3 「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。(以下、同様です。)

4 一般行政職とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員であり、富山市では一般職給料表適用者のうち、税務・保育・医療業務以外の職務についている職員をいいます。(以下、同様です。)

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース) (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富山市	46.0歳	398人	297,400円	334,812円	316,004円	----	----	----	----
うち調理員	45.0歳	127人	285,800円	308,291円	298,595円	調理士	42.4歳	228,500円	1.35
うち清掃職員	47.0歳	104人	310,700円	366,764円	335,011円	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500円	1.27
うち用務員	45.3歳	61人	294,100円	331,060円	316,339円	用務員	54.6歳	200,300円	1.65
うち自動車運転手	53.5歳	19人	344,500円	395,978円	374,849円	自家用自動車運転手	55.3歳	219,500円	1.80
富山県	55.8歳	70人	340,400円	380,000円	354,780円	----	----	----	----
国	50.2歳	2,994人	289,141円	----	328,318円	----	----	----	----
中核市	48.1歳	281人	332,281円	396,638円	365,790円	----	----	----	----

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
富山市	5,385,700円		
うち調理員	4,971,792円	3,114,900円	1.60
うち清掃職員	5,865,868円	3,952,300円	1.48
うち用務員	5,341,320円	2,774,400円	1.93
うち自動車運転手	6,443,736円	3,495,400円	1.84

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24~26年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	45.1 歳	375,300 円	417,413 円
富山県	45.9 歳	393,600 円	439,800 円
中核市	46.1 歳	393,751 円	459,987 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	45.4 歳	341,500 円	396,035 円
富山県	43.9 歳	370,400 円	404,200 円
中核市	39.8 歳	318,304 円	370,977 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	37.3 歳	301,000 円	387,776 円
中核市	38.8 歳	305,487 円	402,174 円

(6) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		富山市	富山県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	146,500 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	—
	中学卒	131,500 円	131,500 円	—
消 防 職	大学卒	206,800 円	—	—
	高校卒	167,000 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,351 円	368,952 円	400,631 円	424,357 円
	高校卒	219,000 円	305,500 円	368,050 円	373,680 円
技能労務職	高校卒	205,040 円	275,120 円	305,200 円	327,650 円
消 防 職	大学卒	272,800 円	351,167 円	391,867 円	410,450 円
	高校卒	244,200 円	308,600 円	363,380 円	382,700 円

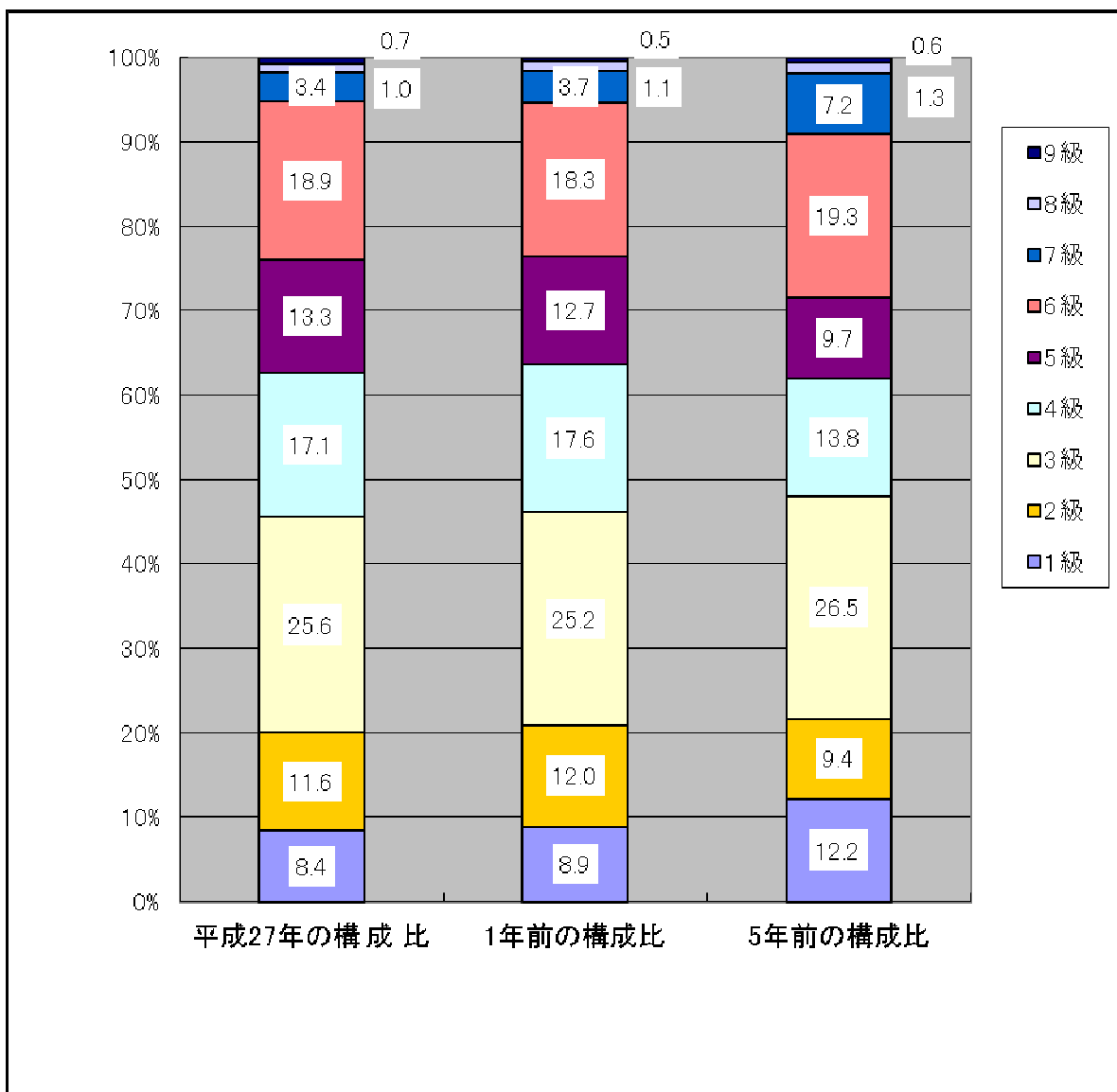
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長主査主任	係長主査	課長代理副主幹	課長主幹	部次長参事	部長理事	部長
職員数 (人)	115	159	349	233	181	258	47	14	9
構成比 (%)	8.4	11.6	25.6	17.1	13.3	18.9	3.4	1.0	0.7
1号給の給料月額 (円)	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
最高号給の給料月額 (円)	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600	466,300	525,200

(注) 1 富山市職員の給与に関する条例に基づく一般職給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 全職員を対象に、昇給日（毎年1月1日）前1年間の勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 評定方法は原則として、当該職員の直属の複数の上司がその職員の管理力、人材育成力、企画力、判断力、折衝力、情報活用力、計画力、仕事の正確さ、技術技能、規律性、責任感、意欲、協調性、積極性の要素ごとに評定を行った上で、総合評定区分「A」から「E」を決定しています。</p> <p>職員の昇給については、決定された評定区分に基づき、次のとおり昇給の号数に差を設けています。 A・B・C：4号給　D：2号給　E：昇給しない (ただし、55歳以上（医師等は57歳以上）の職員は、昇給を停止しています。)</p>
--

(10) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当

富山市	富山県	国
1人当たりの平均支給額(26年度) 1, 282千円	1人当たりの平均支給額(26年度) 1, 474千円	—
(26年度支給割合) ・期末手当　・勤勉手当 2.60月分　　1.5月分 (1.45月分)　(0.7月分)	(26年度支給割合) ・期末手当　・勤勉手当 2.60月分　　1.5月分 (1.45月分)　(0.7月分)	(26年度支給割合) ・期末手当　・勤勉手当 2.60月分　　1.5月分 (1.45月分)　(0.7月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%

- (注) 1 管理職を除く支給状況です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
3 上下水道事業、病院事業以外の状況です。(以下、同様です。)

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 全職員を対象に、基準日（6月1日、12月1日）以前6月間の勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 評定方法は原則として、当該職員の直属の複数の上司が、勤務成績を総合的に判断した上で次の評定区分に決定し、成績率に差を設けて勤勉手当を支給しています。</p> <p>①良好な職員 成績率：特定幹部職員以外（75 / 100）・特定幹部職員（95 / 100）</p> <p>②良好な職員と多少の差を必要とする職員 成績率：特定幹部職員以外（66 / 100）・特定幹部職員（80.5 / 100）</p> <p>③良好な職員と相当の差を必要とする職員 成績率：特定幹部職員以外（61.5 / 100）・特定幹部職員（76 / 100）</p>

②退職手当（平成27年4月1日現在）

富山市			国		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 (0円～65,000円) × 60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 退職手当の調整額 (0円～95,400円) × 60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
(自己都合) (応募認定その他) 1人当たりの平均支給額 1,746千円 22,852千円			—		

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成27年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成26年度決算）	360,492千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	117,769円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
富山市	3%	3,057人	3%
医師・歯科医師	15%	4人	15%

④特殊勤務手当の支給実績（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	88,853千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	63,786円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	45.3%			
手当の種類（手当数）	18種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等賦課・徴収手当	納税課、市民税課、 資産税課、債権管理 対策課、介護保険課、 保険年金課、総務振 興課、税務課、地域 福祉課、市民福祉課 に勤務する職員 市税等以外の収入金 については全職員	(1)市税、国民健康保険料、介護 保険料又は後期高齢者医療保険 料（以下「市税等」という。）の 賦課調査業務で外勤したとき (2)市税等の督促、徴収、滞納処 分の業務で外勤したとき (3)市税等以外の収入金の督促、 徴収、滞納処分の業務で外勤した とき	1,415千円	(1)日額 300円 (2)日額 450円 (3)日額 300円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価

計量器検査業務手当	消費生活センターに勤務する職員	計量法の規定により、1トン以上の計量器の検査業務に従事したとき	0千円	日額 200円
清掃業務手当	環境センターに勤務する職員	(1) 清掃に係る指導・啓発等の業務で外勤したとき (2) 塵芥車によるごみ収集作業に従事したとき (3) ごみ収集作業の指導、清掃補助作業に従事したとき (4) 一般廃棄物における最終処分場における覆土作業に従事したとき	27,570千円	(1) 日額 200円 (2) 日額 900～1,500円 (3) 日額 300円 (4) 日額 900円
深夜・早朝勤務手当	地方卸売市場、消防局に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜又は早朝において行われる業務に従事したとき	18,722千円	勤務1回当たり 300円（早朝） 410円（深夜） 500円（冬期間の地方卸売市場）
生活保護業務手当	社会福祉課に勤務する職員	生活保護業務で外勤したとき	403千円	日額 300円
行旅死病人業務手当	社会福祉課に勤務する職員	(1) 行旅病人の救護業務に従事したとき (2) 行旅死亡人の取扱業務に従事したとき	0千円	(1) 1件当たり 1,000円 (2) 1件当たり 2,500円
介護・保育等業務手当	社会福祉課、保育所、幼稚園、認定こども園に勤務する職員	介護員、保育士、児童指導員、幼稚園教諭等が介護又は保育等の業務に従事したとき	19,261千円	日額 200円
公衆衛生業務手当	保健所に勤務する職員 感染症防疫作業については、全職員	(1) 感染症防疫作業に従事したとき (2) 野犬の捕獲作業に従事したとき (3) 結核患者及びその家族等に対する訪問指導の業務に従事したとき	42千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 430円 (3) 日額 200円
危険物等取扱手当	環境保全課、保健所、営農サポートセンター、小学校、中学校に勤務する職員	(1) 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う業務に従事したとき (2) 多量の農薬散布業務に従事したとき (3) 危険物の貯蔵所を有する施設で、危険物を直接取り扱ったとき	529千円	(1) 日額 200円 (2) 日額 200円 (3) 日額 100円
現場技術指導等手当	全職員	(1) 作業環境が劣悪な箇所で行う工事監督、技術指導、検査若しくは調査の業務又は作業に従事したとき (2) 冬期間において屋外で1時間以上工事監督、技術指導又はこれらに付随する調査の業務に従事したとき	88千円	(1) 日額 400円 (2) 日額 250円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価

用地交渉等 手当	全職員	事業に必要な土地の取得等又は 事業の施行により生ずる損失の 補償について、その権利者又は被 補償者等と面接して交渉を行う 業務に従事したとき	44 千円	日額 500 円～1,000 円
医療・保健 業務手当	保健所に勤務する職 員	(1)臨床検査技師、薬剤師等が人の 臓器、細菌、病原体の検査業務 に従事したとき (2)臨床検査技師、薬剤師等が生 体機能検査、血液若しくは体液の 検査の業務に従事したとき (3)放射線技師が放射線を取り扱 う業務に従事したとき (4)歯科衛生士が口腔内の処置を 行ったとき (5)臨床心理士等が障害者の相 談、指導等の業務に従事したとき (6)医師又は歯科医師が医療又は 保健業務に従事したとき (7)看護師、准看護師又は保健師 が血液若しくは体液の採取又は 尿若しくは便の処理を行ったとき	3,290 千円	(1)勤務 1 回当たり 300 円 (2)勤務 1 回当たり 200 円 (3)勤務 1 回当たり 450 円 (4)日額 200 円 (5)日額 200 円 (6)月額 45,000～ 60,000 円 (7)勤務 1 回当たり 100 円
消防業務手 当	消防局・消防署に勤 務する職員	(1)火災消防等の作業に従事した とき (2)火災等の出動時に消防自動車 等の運転、10メートル以上の高 所作業、救急業務に従事したとき (3)救急救命士が救急救命業務に 従事したとき (4)救急救命士及びその他の職員 が前号以外の救急救命業務に従 事したとき (5)水難救護業務に従事したとき (6)消防艇の業務に従事したとき	11,795 千円	(1)1 回当たり 300 円 (2)1 回当たり 400 円 (3)1 回当たり 400 円 (4)1 回当たり 200 円 (5)1 回当たり 750 円 (6)日額 200 円
家畜保健衛 生業務手当	農政企画課に勤務す る職員	畜舎等の不衛生な場所で農業共 済対象家畜を捕獲し押え込む業 務又は家畜の血液若しくは体液 に直接触れる業務のうち次の業 務に従事したとき (1)獣医師が行う家畜の伝染病等 の健診等の補助業務 (2)家畜の異動等の把握を行う業 務	0 千円	(1)(2)日額 300 円
ガラス造形 指導業務手 当	ガラス造形研究所に 勤務する職員	ガラス造形の指導業務(実習を伴 うものに限る。)に従事したとき	2,160 千円	日額 5,000 円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 26 年度決算)	左記職員に対する支給単価

火葬業務手当	富山霊園に勤務する職員	火葬業務に従事したとき	2,626千円	1体当たり500円
特殊自動車等運転手当	道路河川整備課、管財課、総合行政センター、教育行政センターに勤務する職員	(1)除排雪のための車両の運転に従事したとき (2)大型自動車、一部の中型自動車又は大型特殊自動車の運転に従事したとき (3)路線バスの運転に従事したとき	199千円	(1)日額 300円 (2)日額 200円 (3)日額 300円
道路上作業手当	道路河川整備課、公園緑地課、建設課、産業建設課に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業又は樹木の剪定若しくは植樹の作業に従事したとき	708千円	日額 300円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	793,392千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	301,555円
支給実績（平成25年度決算）	693,754千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	256,946円

(注) 1 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (26年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円（そのうち1人については、配偶者がいない場合は11,000円） ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算	異なる	○国の制度 (2)配偶者以外 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	252,920千円	209,718円
住居手当	借家等 ①家賃20,000円以下の場合 手当額=家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-20,000円)/2（最高限度額27,000円）	異なる	○国の制度 借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	138,225千円	104,007円
手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額

		との 異同			(26年度決算)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度額 月 55,000 円） (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	異なる	○国の制度 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ月 2,000 円～31,600 円	263,616 千円	95,582 円
管理職 手当	管理職員に当該職の区分に応じて 117,100 円以内を支給	異なる	○国の制度 管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給	323,234 千円	734,624 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異なる	1 時間当たりの給与額の算定の総時間から休日及び年末年始の時間を減じている。	173,844 千円	194,456 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			39,124 千円	98,797 円
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医師、歯科医師 採用後3 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月額 306,000 円） ・看護師 採用後 5 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月 21,100 円）	異なる	看護師を支給対象としている。	9,127 千円	3,042,400 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 4,200 円	同じ		122 千円	121,800 円
手当名	内容及び支給単価	国の 制度	国の制度と異なる 内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当 たり平均支給額

		との 異同			(26年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員 が、臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した 場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 6,000円～12,000円 ・6時間超の場合 9,000円～18,000円 ②平日深夜 3,000円～6,000円	同じ		0千円	0円
寒冷地 手当	寒冷地手当指定公署に在勤 する職員に支給 ・世帯主である職員 17,800円(扶養親族有) 10,200円(扶養親族無) ・その他の職員 7,360円	同じ		21,068千円	57,562円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴 い転居し、やむをえない事 情により、配偶者等と別居 し、単身で生活することを 常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等 の住居との交通距離が100Km 以上の場合に6,000～ 70,000円を加算	同じ		0千円	0円

(11) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,075,000円		
	副市長	893,000円		
報 酬	議 長	715,000円		
	副議長	645,000円		
	議 員	600,000円		
期末手当	市 長	(平成26年度支給割合) 3.1月分		
	副市長			
	議 長			
	副議長			
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 50/100	(1期の手当額) 25,800,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 33/100	14,145,120円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成27年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

- (注) 1 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（病院、各種施設、消防等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。
- 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、同条例施行規則や富山市職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	平成26年度の取得状況				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
年次有給休暇	8日4時間	10日5時間	6日6時間	10日6時間	6日4時間
健康保持休暇	4日5時間	4日7時間	4日5時間	4日5時間	4日6時間
ボランティア休暇	—	—	—	1人	—
子の看護休暇	128人	9人	30人	41人	—
短期介護休暇	7人	—	1人	7人	—
育児時間休暇	23人	3人	14人	1人	—
病 気 休 暇	74人	8人	13人	21人	7人
介 護 休 暇	1人	—	—	1人	—
育 児 休 業	60人	6人	36人	13人	—
配偶者同行休業	—	—	—	—	—
部分休業（育児）	41人	7人	18人	3人	—
部分休業（修学）	—	—	—	—	—
部分休業（高齢者）	1人	—	—	—	—

- (注) 1 年次有給休暇、健康保持休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇については、平成26年（H26.1.1～H26.12.31）における取得状況です。
- 2 年次有給休暇及び健康保持休暇については、平均取得日数です。
- 3 上記1以外の休暇等については、平成26年度において新たに取得した人数です。

休暇（休業）の内容（平成27年4月1日現在）

項 目	休暇（休業）期間等
年次有給休暇	20日（1年あたり）
健康保持休暇	5日以内（7／1～9／30）
ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）
子の看護休暇	5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
育 児 時 間	1日2回、1日を通じて90分以内
病 気 休 暇	90日以内
介 護 休 暇	6月以内
育 児 休 業	子が3歳に達するまでの期間
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年以内

部分休業（育児）	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内
部分休業（修学）	大学等において修学する場合に2年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度とする
部分休業（高齢者）	定年退職日から5年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度とする

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成26年度）

区分	免職	休職	降任	降給	合計
市長部局等	0人	13人	0人	0人	13人
上下水道局	0人	1人	0人	0人	1人
病院	0人	3人	0人	0人	3人
教育委員会	0人	5人	0人	0人	5人
消防局	0人	4人	0人	0人	4人
合計	0人	26人	0人	0人	26人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（平成26年度）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	0人	0人	0人	3人	3人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人
病院	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
消防局	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	3人	3人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成26年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
616件	79件	57件	301件	8件
免除の事由（平成27年4月1日現在） ① 研修を受ける場合 ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ③ 地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はこれらの審理に出頭する場合 ④ 地方公務員法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合 ⑤ 地方公務員法第49条の2第1項の規定により、不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合 ⑥ 地方公務員法第55条第8項の規定により、適法な交渉を行う場合 ⑦ 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合 ⑧ 市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 ⑨ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 ⑩ 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合 ⑪ 上記①から⑩に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合				

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成26年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

許可基準	許可件数				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
次に掲げる要件を具備した場合 ① その職員の職と当該営利企業又は報酬を得て従事する事業若しくは事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認める場合 ② 営利企業等に従事してもその職員の職務の遂行に支障がないと認める場合 ③ 上記①②に掲げるもののほか、法の精神に反しないと認める場合	58件	7件	70件	7件	7件

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他富山市職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上記の許可の基準を満たしている場合に例外的に許可を受けることができます。

6 職員の研修の状況

富山市では、職員の説明能力や市民対応能力をはじめとして、政策形成能力や政策法務能力、さらには、専門能力、管理能力の向上を目指し、体系に基づいた職員研修を実施しています。

〈平成 27 年度職員研修体系図〉

自己啓発支援		自主研修グループ助成 職員自主研修助成 通信教育助成・放送大学受講助成 自己啓発セミナー（こころのヘルステア）	
部局・職場研修支援		新規採用職員ジョブトレーナー制 新規採用職員指導者研修 OJTマニュアルの配布 窓口サービス向上研修 接遇マニュアルの配布 受講レポートによる上司への研修報告 人材育成担当者研修 公務員倫理指導者養成研修 研修用教材の貸し出し等職場研修支援	新規採用職員配属先輩職員 係長級～ 課長級～（指名）
職場外研修	階層別 基本研修	新規採用職員研修【採用年度前期・後期】 一般職員第Ⅰ部研修【上級3年目・中級5年目・初級7年目】 一般職員第Ⅱ部研修【上級6年目・中級8年目・初級10年目】 一般職員第Ⅲ部研修【上級9年目・中級11年目・初級13年目】 一般職員第Ⅳ部研修【上級12年目・中級14年目・初級16年目】 現業中堅職員研修【採用後概ね9年目の現業職員】 現業監督者研修【業務主任の職に就いた職員】 新任主査研修【係長相当職に就いた職員】 新任係長研修【係長職に就いた職員】 現任係長研修【係長職3年目の職員】 新任課長代理研修【課長代理職に就いた職員】 新任主幹研修【課長相当職に就いた職員】 新任所属長研修【課長職に就いた職員】 現任課長研修【課長職3年目の職員】	基礎科目＋選択科目
	特別研修	まちづくり政策提案研修 法制執務研修 政策法務研修 人材育成特別研修 企画創造力パワーアップ研修 行政実務能力向上セミナー プレゼンテーション研修 アサーティブコミュニケーション研修 クレーム対応力強化研修 ファシリテーション研修 新規採用職員指導者研修【再掲】 考課者研修 メンタルヘルス研修 モチベーション向上研修 女性リーダー研修 窓口サービス向上研修【再掲】 公務員倫理指導者養成研修【再掲】 庁内講師スキルアップ研修 公務員倫理・コンプライアンス研修 意識改革・業務改善研修 説得・対話スキル向上研修 地方自治制度・地方公務員制度研修 行政実務マスター研修 人権啓発研修 安全運転研修 協働推進講座 新規採用職員研修 支援体験実習【再掲】 職員特別セミナー 管理職特別研修 自己啓発セミナー【再掲】	～係長級 ～係長級 ～係長級 ～係長級 ～係長級 全職員 ～係長級 ～係長級 全職員 ～係長級 新規採用職員配属先輩職員 所属長 係長職に就いた職員 ～係長級 女性職員 係長級～ 課長級～（指名） 全職員 課長級 課長代理級～ ～係長級 ～係長級 ～係長級 全職員 全職員 全職員 新規採用職員 ～係長級 課長級～ 全職員
派遣研修		自治大学校 市町村職員中央研修所 全国市町村国際文化研修所 全国建設研修センター 富山県市町村職員研修機構 庁内講師養成研修（公務人材開発協会等） 中央省庁 民間企業 富山県首都圏本部	係長級～（指名） 全職員（指名） 全職員（指名） 全職員（指名） 全職員 全職員（指名） ～主任（指名） ～主任（指名） ～主任（指名）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断等の厚生事業を実施しており、平成 26 年度の実施状況は次のとおりです。

○主な健康診断実施状況

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員（定数外職員含む）	5,109 人
特殊健康診断	放射線業務従事者、有機溶剤取扱従事者、 予防接種従事者、給食調理員 等	1,266 人
VDT 健康診断	VDT 作業従事職員	445 人

平成 26 年度決算額 20,509 千円

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的とした福利厚生事業を行っており、平成 26 年度の実施状況は次のとおりです。

- 1 実施団体 富山市職員福利厚生会
- 2 平成 26 年度決算額 42,755,165 円（公費負担率 17.0%）
- 3 会員 1 人当たりの公費補助額 1,826 円
- 4 市等交付金 給料の 0.5/1,000
- 5 会員掛金 給料の 2.0/1,000
- 6 主な事業

①福利厚生事業・・・会員掛金及び市交付金等で運営

ア.福利事業

事業名称	内容	実績等
レクリエーション大会	ボウリング大会を開催	202 人
宿泊施設利用助成	契約宿泊施設の利用助成	570 人
クラブ助成	クラブの運営等に必要経費の一部助成	26クラブ
チケット助成	コンサート、演劇等の公演チケット斡旋	32 公演

イ.貸付事業

会員に対して、住宅取得や修繕・冠婚葬祭費用・学費やその他必要な資金を貸付

平成 26 年度貸付件数及び貸付額 14 件 12,100,000 円

②給付事業・・・会員掛金のみで運営

事業名称	事業概要及び対象者	内容	実績等
出産祝金	会員及びその配偶者が出産したとき	23,000 円	219 件
結婚祝金	会員が結婚したとき	67,000 円	92 件
入学・卒業祝金	会員の子が小学校・中学校に入学及び中学校を卒業したとき	入学 15,000 円 卒業 15,000 円	425 件
弔慰金	会員の親族が死亡したとき	配偶者 50,000 円 同居の実父母、同居の養父母、同居の配偶者の父母 20,000 円 子 20,000 円	36 件
退会金	会員が退会したとき	平成 17 年 4 月 1 日以降の会員 年数×1,000 円	177 件

(3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

○共済組合の事業

共済組合には、法令に基づき、負担金として、平成26年度負担金 4,580,158,332円支出しています。

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産などに対して必要な給付を行うもの。
 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。
 福祉事業・・・・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行うもの。

(4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成26年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種類	内容等	補償の状況（金額単位：千円）							
		市長部局等		教育委員会		消防局		上下水道局	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	73	1,177	7	241	5	642	3	46
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0	0	0	0	1	2,112	0	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,761	1	1,341	1	1,730	0	0
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員及び遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0	0	0	0	0	0	0	0
計		76	7,938	8	1,582	7	4,484	3	46

8 職員の競争試験の状況

(1) 採用試験の実施結果

①平成27年4月1日採用

試験区分	採用 予定数 (A)	申込 者数 (B)	申込 倍率 (B/A)	第1次試験				第2次試験（※第3次試験）			最終競争 倍率 (C/F)	女性 合格者数 (G)	女性 合格比率 (G/F)	試験日	
				受験者数 (C)	受験率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受験率 (E/D)	合格者数 (F)					
上級	行政	23	189	8.2	165	87.3	23	7.2	22	95.7	20	8.3	10	50.0	(第1次) 平成26年 6月21日 平成26年 6月22日 平成26年 7月 4日 平成26年 7月22日 平成26年 7月23日 平成26年 7月24日 (第2次) 平成26年 7月23日 平成26年 7月25日 平成26年 8月 4日 平成26年 8月 5日 平成26年 8月 6日 平成26年 8月 7日 平成26年 8月 8日 ※(第3次) 平成26年 8月 7日
	行政 (商業デザイン)	1	5	5.0	5	100.0	1	5.0	1	100.0	1	5.0	1	100.0	
	行政 (社会福祉士)	2	22	11.0	20	90.9	3	6.7	3	100.0	3	6.7	3	100.0	
	行政 (専門試験免除枠)	若干名	23	-	22	95.7	4	5.5	4	100.0	1	22.0	0	-	
	司書	2	30	15.0	28	93.3	6	4.7	6	100.0	3	9.3	3	100.0	
	土木	11	20	1.8	12	60.0	6	2.0	5	83.3	5	2.4	2	40.0	
	土木 (専門試験免除枠)	若干名	3	-	2	66.7	2	1.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	
	造園	2	2	1.0	1	50.0	1	1.0	1	100.0	0	-	-	-	
	建築	2	7	3.5	7	100.0	3	2.3	3	100.0	3	2.3	0	-	
	電気	3	15	5.0	13	86.7	1	13.0	1	100.0	0	-	-	-	
	機械	2	12	6.0	10	83.3	3	3.3	3	100.0	0	-	-	-	
	化学	2	14	7.0	10	71.4	3	3.3	3	100.0	3	3.3	1	33.3	
	薬剤師	3	7	2.3	7	100.0	6	1.2	5	83.3	3	2.3	1	33.3	
	消防	10	46	4.6	43	93.5	14	3.1	14	100.0	10	4.3	1	10.0	
中級	精神保健福祉士	1	3	3.0	2	66.7	1	2.0	1	100.0	1	2.0	1	100.0	(第1次) 平成26年 9月20日 平成26年 9月21日 平成26年10月20日 平成26年10月21日 平成26年10月22日 (第2次) 平成26年10月23日 平成26年11月 5日 平成26年11月 6日 平成26年11月 7日
	保健師	1	9	9.0	6	66.7	2	3.0	2	100.0	2	3.0	2	100.0	
	管理栄養士	2	21	10.5	18	85.7	3	6.0	3	100.0	3	6.0	3	100.0	
	保育士	26	65	2.5	60	92.3	29	2.1	29	100.0	27	2.2	27	100.0	
	保育士(任期付)	6	2	0.3	2	100.0	2	1.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	
	助産師	1	1	1.0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	看護師	22	37	1.7	35	94.6	33	1.1	32	97.0	24	1.5	21	87.5	
	理学療法士	1	5	5.0	4	80.0	3	1.3	3	100.0	1	4.0	1	100.0	
	作業療法士	3	7	2.3	6	85.7	6	1.0	6	100.0	3	2.0	3	100.0	
	臨床検査技師	3	12	4.0	10	83.3	8	1.3	7	87.5	3	3.3	1	33.3	
	臨床工学技士	1	2	2.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	1	2.0	0	-	
	診療情報管理士	1	2	2.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	
初級	一般事務	1	28	28.0	17	60.7	5	3.4	5	100.0	4	4.3	3	75.0	
	一般事務 (身体障害者対象)	2	5	2.5	5	100.0	2	2.5	2	100.0	2	2.5	1	50.0	
	消防	4	30	7.5	28	93.3	7	4.0	7	100.0	6	4.7	0	-	

※第3次試験については、行政（専門試験免除枠）のみ実施。

②平成26年10月1日採用

試験区分	採用 予定数 (A)	申込 者数 (B)	申込 倍率 (B/A)	第1次試験				第2次試験			最終競争 倍率 (C/F)	女性 合格者数 (G)	女性 合格比率 (G/F)	試験日
				受験者数 (C)	受験率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受験率 (E/D)	合格者数 (F)				
中級 看護師	5	6	1.2	5	83.3	5	1.0	5	100.0	5	1.0	5	100.0	(第1次) 平成26年 6月22日 (第2次) 平成26年 7月25日

(2) 主な職種の受験資格

①平成27年4月1日採用

試験区分	受 験 資 格
行政	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
行政 (商業デザイン)	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学（修業年限が4年のものに限る。）又はこれと同等と認められる学校において当該職種（デザイン）に関係の深い科目を履修し卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人
行政 (社会福祉士)	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
行政 (専門試験免除枠)	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学（修業年限が4年のものに限る。）又はこれと同等と認められる学校を卒業した人又は平成27年3月までに卒業見込みの人
司書	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、司書の資格を有する人又は平成27年3月までに当該資格を取得する見込みの人
上級 土木 造園 建築 機械 化学	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
土木 (専門試験免除枠)	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの有資格者 ①技術士（建設部門又は上下水道部門） ②技術士補（建設部門又は上下水道部門） ③土木施工管理技士（1級） ④土木施工管理技士（2級）
薬剤師	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
消防	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人 (1) 身長 おおむね160cm以上であること。 (2) 体重 身長に比べ適当であること。 (3) 視力 左右とも矯正視力を含み1.0以上であること。 (4) 色覚 正常であること。 (5) 聴力 左右正常であること。 (6) その他 職務遂行上身体に支障がないこと。
中級 精神保健福祉士	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
保健師	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
級 管理栄養士	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人

	保 育 士	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人又は平成27年3月までに当該資格を取得する見込みの人
	保 育 士 (任期付)	以下の(1)(2)の要件をすべて満たす人 (1) 昭和32年4月2日以降に生まれた人で、保育士登録済の人、又は平成27年3月31日までに保育士登録見込みの人 (2) 保育所(児童福祉法第39条に規定する施設)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する施設)における保育士としての実務経験を通算で4年以上有する人
	助 産 師	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、助産師の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	看 護 師	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	理学療法士	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	作業療法士	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	臨床検査技師	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	臨床工学技士	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、臨床工学技士の免許を有する人又は平成27年実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	診療情報管理士	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の資格を有する人又は平成27年実施の当該試験に合格する見込みの人
初 級	一 般 事 務	平成6年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で次の各号のすべてに該当する人 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2) 活字印刷文による出題に対応可能であること。 (3) 介助者なしに職務遂行が可能であること。
	消 防	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人 (1) 身 長 おおむね160cm以上であること。 (2) 体 重 身長に比べ適当であること。 (3) 視 力 左右とも矯正視力を含み1.0以上であること。 (4) 色 覚 正常であること。 (5) 聴 力 左右正常であること。 (6) その他 職務遂行上身体に支障がないこと。

②平成26年10月1日採用

試験区分	受 験 資 格
中級 看 護 師	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人 ただし、平成26年10月1日から勤務可能な人

9 勤務条件に関する措置の状況

平成26年度において、措置要求事案はありません。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度において、不服申立て事案はありません。